

議会基本条例の特徴は？

基本条例は9章28条からなります。【前文】では、議員の資質向上、情報公開と住民参加の推進など、町民の信託に応える決意を述べています。

◆ 町民との意見交換会

議会活動報告会や各種団体との懇談の場を持ち、町民の議会活動参加の機会を確保します。

◆ 一般質問の充実

対面式とし、緊張関係を保ちます。また、答弁書の事前配布や反問権（町長等が議員へ逆質問）で論点の明確化に努めます。

◆ 議員間の自由討議

賛否を多数決で決めるのみでなく、多様な意見を出し合い、議員相互間の議論を尽くします。

◆ 政務活動費の創設

政策提言・政策提案の充実を図るため、議員の調査研究に必要な経費の一部を交付します。議員の資質向上に努め、使途の透明性を確保します。

◆ 情報公開の充実

すべての議会を原則公開とし、インターネット中継や議会だよりなどを通して、町民が議会と町政に関心を持つよう、情報の公開に努めます。

◇ 町議会は次のような流れで進められます。 ◇



- 町長が町の仕事の計画や
お金の使い方などを提案する
- 提案の内容を説明する
- 議員が提案に対して質問する

全員で
話し合う場

- 議案について、さらに詳しく調べたり
話し合ったりする。

たくさんの仕事を種類ごとに分けて
少ない人数で、より専門的に話し合う場

- 委員会で話し合った内容を
みんなに報告
- 賛成または反対の立場で
意見を述べる
- 賛成か反対かを多数決で
決める(採決)

全員で
話し合う場